

令和3年8月6日

京都市長 門川 大作 様

京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会

委員長 桜井 政成



答 申 書

令和3年8月6日付け文地第89号をもって京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙の法人については、「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例第7条第2項第1号」に規定する継続の基準に適合すると認めるのが相当である。